

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和5年3月2日認可した。

令和5年3月10日

香川県知事 池田豊人

土地改良区名	土地改良事業名
観音寺市栗井土地改良区	農地耕作条件改善事業（ほ場整備事業）栗井地区
観音寺市大野原町花稻土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）砂地区